

OB税理士に情報漏洩

大阪国税職員 停職6カ月、辞職

2012 9/13

大阪国税局は12日、同局OBの税理士に調査情報漏洩したとして、同法違反に当たるとして、同法違反容疑で職員を京都地検に書類送検した。職員は同日付で辞職。「納税者への信頼を損ね、国税局に迷惑を掛けた。反省している」と話している。

大阪国税局は12日、同局OBの税理士に調査情報漏洩したとして、同法違反に当たるとして、同法違反容疑で職員を京都地検に書類送検した。職員は同日付で辞職。「納税者への信頼を損ね、国税局に迷惑を掛けた。反省している」と話している。

国税局によると、職員は京都府内の税務署の統括官だった昨年1月ごろと4月ごろの2回、先輩に当たるOB税理士の依頼に応じ、税務調査の概要などを記した書類を渡した。OBは調査先企業の顧問税理士ではなく、職員が調査に便宜を図った事実は確認されていないという。

また2012年5月、14年1月、この税理士から受け取ったタクシーチケットを26回使い、計約12万7千円の利益供与を受けた。国税局は「タクシーチケットの提供が情報漏洩の見返りとは認定できなかった」としている。

税務調査を受けた企業の関係者が昨年10月、「情報が漏れているのではないかと」と国税当局に通報して発覚した。大阪国税局の佐野誠国税広報広聴室長は「誠に遺憾と受け止めている。再発防止に努めたい」と話した。